

第1編 風水害等対策計画編

風水害等対策計画編

1 総 則

目 次

第1節	目 的	1
第2節	計画の構成	2
第3節	市の自然条件	3
第4節	市の社会条件	7
第5節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	9

1 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、笠間市の地域にかかる災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を發揮して市民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

<計画の基本的事項>

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害予防に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 計画の構成

笠間市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものである。

この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」及び「原子力災害対策編」から構成されており、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。また、毎年計画内容を検討し、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。

第1編は、本市の地域における災害対策を体系化したものであり、「笠間市地域防災計画」の中の「風水害等対策計画編」とするものである。

第3節 市の自然条件

第1 位置・地勢等

1 位置

本市は、茨城県の中央部の西端に位置し、首都圏から約100km、県都水戸市に隣接する。

市役所（本所）は、東経140度18分、北緯36度21分にある。

隣接する自治体は、北部は城里町、栃木県芳賀郡茂木町、西部は桜川市、東部は県都である水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市となっている。

2 地勢

東西約20km、南北25kmで総面積240.27km²（笠間地区131.63km²、友部地区58.71km²、岩間地区49.93km²）となる。北西部に八溝山系の穏やかな丘陵が連なり、南西部に愛宕山、北西部から東南部にかけては概ね平坦な台地が広がっている。また、市北方の城里町山地を流れ出る涸沼川は、市最大の河川であり、市の中央部を北西から東部にかけて貫流している。

地区別にみると、笠間地区は本市北西部に位置し、周辺地域は山岳丘陵が連なり、中央部が笠間盆地となっている。友部地区は南東部に位置し、北西部は八溝山系が緩やかに連なる丘陵地帯で、東南部は概ね平坦な台地が開けている。岩間地区は南部に位置し、西北には愛宕山や難台山などのなだらかな山々が連なり、東部には涸沼川、巴川沿いに平坦地が広がっている。

3 地質・土壌

(1) 笠間地区

笠間地区の地質は大きく北側に分布する中生界の古期岩類と南側の花崗岩類に大別される。

笠間地区から友部地区を通過して水戸市北西部に至る間のよく開かれた丘陵地には、砂層を主とした地層が広く発達しており、「友部層」と呼ばれる。

また、関東ローム層と呼ばれる関東火山灰層が市全域の表土の下に分布している。

(2) 友部地区

友部地区の北部、西部の山地は、古期堆積岩層に属し、北西部の丘陵は淘汰のよい均質の砂層で砂鉄を採掘していた時代もあった。

友部地区の大部分を占める地層を見和層と呼んでいるが、上層部は砂、砂礫、粘土層からなり、下層は主に泥層から成っている。

北西部の山間部を除く台地は多少の起伏はあるが東南にかけて平坦地となっており畑地は主にこの地帯に多く拓けている。大部分が洪積層に属する関東ローム層で、厚さが3～5メートルあり層中に鹿沼軽石がみられる。これらのローム層は主に北関東の火山の火山灰である。

(3) 岩間地区

岩間地区の河川流域は砂、シルト、粘土からなる沖積層堆積の「泥」となっており、その他は洪積層の火山灰層のローム層からなっている。

4 土地

主要地目別面積をみると、本市は「山林」が85.584km²と最も大きく、市総面積に占める割合は35.6%と、県平均（26.6%）よりもやや高い割合を示している。その他では、「田」「畑」が1割台で、「宅地」は1割を割っている。

主要地目別面積

(単位：km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
笠間市	28.544	34.836	22.286	85.584	2.117	17.727	49.176	240.270
	11.9%	14.5%	9.3%	35.6%	0.9%	7.4%	20.4%	100.0%
茨城県	933.311	986.230	730.030	1,618.582	98.196	416.660	1,312.711	6,095.720
	15.3%	16.2%	12.0%	26.6%	1.6%	6.8%	21.5%	100.0%
市計	794.492	834.128	648.884	1,316.950	72.670	359.635	1,063.191	5,089.950
	15.6%	16.4%	12.7%	25.9%	1.4%	7.1%	20.9%	100.0%

※平成23年1月1日現在

(資料：縣市町村課「茨城県市町村概況(平成24年度版)」)

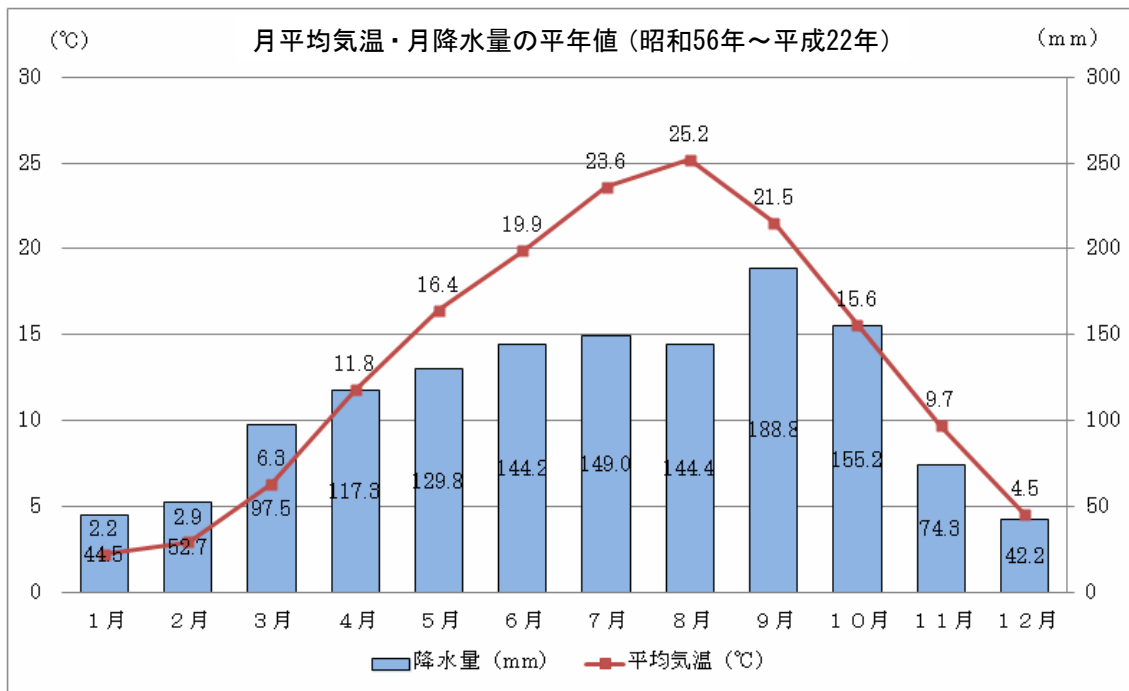
第2 気候

1 気候

気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候になっている。

各月の平均気温の平年値(昭和56年～平成22年)をみると、8月が25.2℃と最も高く、1月が2.2℃と最も低くなっている。

年間降水量の平年値(昭和56年～平成22年)は1,349.7mmで、主に6月～9月の梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多くなっており、月別では9月が188.8mmと最も多い。



資料：気象庁 茨城県の過去の観測データ (水戸地方気象台 (笠間))

2 気象災害の概況

本市における過去の主な災害としては、次のとおりである。

災害の記録

発生年月日	事 項
明治 5. 7. 13	牧野氏の笠間邸（下屋敷御殿）火災で焼失
14. 4. 1	笠間小学校火災のため焼失
14. 9.	暴風雨のため農作物の被害多し。
16. 4.	来栖岩谷寺火災で本堂庫裏焼失。薬師堂は無事
28.	笠間町の大火、荒町、高橋町の150戸を焼失
35. 9. 28	関東、東北に暴風雨。箱田の石井校舎倒壊。社寺境内立木損木調査
39. 9. 20	片庭の火災、天神社拝殿類焼
40.	稲田川洪水のため民家50戸浸水
41.	盛岸院本堂火災
42. 4. 24	笠間製材工場焼失
43. 8. 6	集中豪雨によって、涸沼川が氾濫し、田畑冠水する。
8	
大正元. 9. 25	暴風雨、西郡内で列車吹き飛ばされる。
3.	花香町で大火
12. 9. 1	関東大震災おこる。
昭和 3.	大池田村大橋岡の宿で火災おこる。
	間黒、鳳台院の本堂火災で焼失
5. 4. 18	笠間桂城病院（愛宕町）が焼失
5.	笠間地方に降雹、作物に被害甚大
6. 6.	喜楽町、高橋町の火災で13戸焼失
8.	暴風雨のため大洪水。笠間で浸水、稲田で石橋流出。水戸線運転不能、冠水2,000町歩程
9. 3.	稲荷神社裏の盛場で火災。義孝座、十三山書楼等焼失
12.	荒町昭和館より出火、26戸全焼の大火
10. 5.	梅の実大の降雹で被害甚大
12. 12.	大池田村大橋八田地区で火災、8棟全焼
12.	南山内村で火災、4戸12棟焼失
13. 1.	笠間地方の寒さ厳しく零下12度になる。
6. 29	関東一円に亘る集中豪雨によって、涸沼川の氾濫と北山弁天池の堤防決壊により、常磐線及び水戸線が不通となる。笠間駅も浸水し、各地の橋が流出し、鉄道やバスが不通、宍戸の弁天池が決壊し、太田町、宍戸駅一帯が浸水したほか、宍戸地区の田畑の冠水や浸水家屋が千数百戸に及ぶ被害となる。
14. 8.	大豪雨で被害。笠間で100余戸、西山内で80戸浸水
12.	大池田村大橋岡ノ宿で火災
17.	大池田村飯田の三瓶神社焼失
20. 1.	稲田で稲田館外17戸31棟が火災で焼失
22. 9.	キャサリン台風による集中豪雨
23. 5.	降雹（大原地区）により農作物に被害を受ける。
27. 6.	ダイアナ台風の被害甚大、堤防決壊16箇所
6. 28	降雹の被害大池田地方で500万円余になる。
30. 12. 24	石井の大火、住居7棟、非住居8棟焼失
33. 7. 24	台風11号で福原駅構内が冠水、列車立往生
34. 6. 4	雹害、煙草、小麦、桑等に大きな被害
8.	7号台風による田畑冠水多い。

発生年月日	事 項
35. 1.	干害による麦畑の被害多い。
35. 6.	集中豪雨による被害
35. 6. 6	降雹（鶏卵大・直径7cm）により農作物・建造物に被害を受ける。
36.	梅雨前線による集中豪雨、田畑冠水、浸水家屋多数
37. 4. 18	稲田の大火、住居8棟焼失
39. 5. 24	笠間市付近雹害
40. 12. 25	荒町で火災、5世帯被災
46. 7. 17	市立高田小学校火災で焼失
43. 5. 30	降雹により農作物に被害を受ける。
46. 11. 30	枅形の大火、8棟全焼
56. 10. 22	台風24号による水害、道路・田畑冠水
57. 4. 23	稲荷神社の一の鳥居が地震で亀裂し、撤去される。
57. 8. 30	高橋町の大火、5棟全焼
59. 9. 24	市立南中学校火災で焼失
60. 4. 7	荒町の大火、11棟全焼
61. 8. 2	台風10号による水害、道路・田畑冠水
平成 3. 9. 19	台風18号の豪雨による被害
	・浸水家屋4棟 ・道路4箇所
5. 8. 27	台風11号の豪雨による被害
	・道路冠水8箇所
6. 9. 29	台風26号の豪雨による被害
	・浸水家屋7棟 ・道路崩落2箇所 ・ため池堤防決壊1箇所
7. 10. 27	行幸町の大火、9棟全焼
16. 10. 20	台風23号による水害、道路、田畑冠水
21. 8. 7	集中豪雨により1時間に81.5mmの雨量を観測。
	床上浸水3棟，床下浸水69棟
23. 3. 11	東日本大震災

第4節 市の社会条件

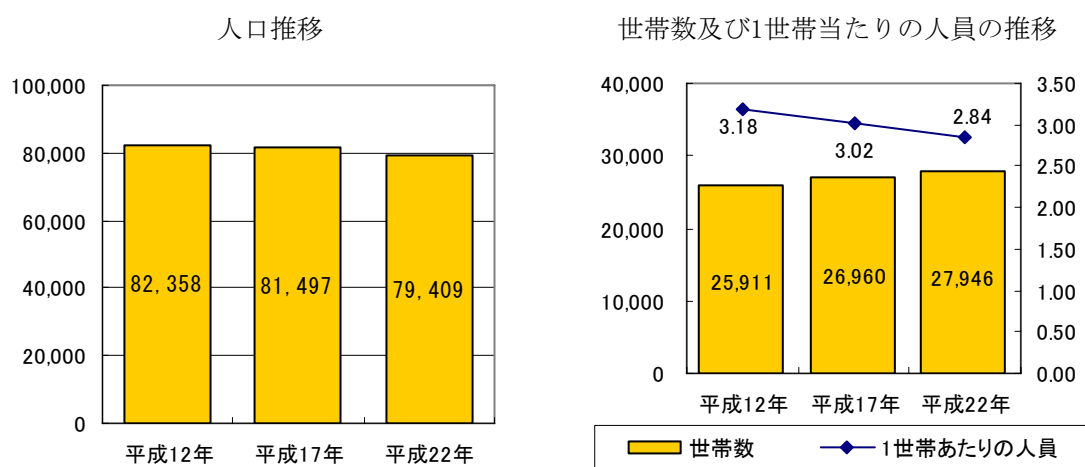
第1 人口

1 人口及び世帯

平成22年10月1日現在の人口は79,409人、世帯数は27,946世帯で、1世帯当たりの人員は2.84人となっている。

人口は、平成12年に合計8万2千人を超えたものの近年は漸減傾向にあり、平成12年と比較すると約4%の減少で、県平均（0.5%減）を上回る。

一方、人口減に対して世帯数は平成12年よりも約8%増加しているため、1世帯当たりの人員は0.34人の減少となり、核家族化が進行している状況がうかがえる。

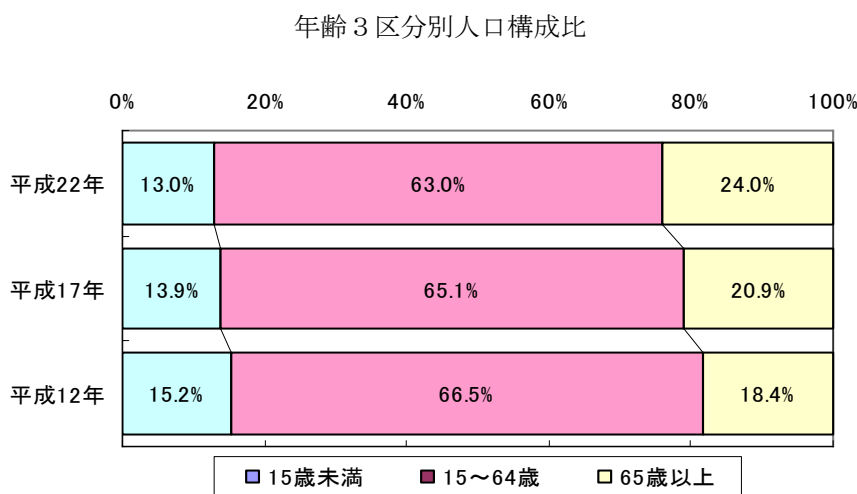


※各年10月1日現在

資料：国勢調査

2 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、平成22年10月1日現在では、15歳未満の年少人口が13.0%、15～64歳の生産年齢人口が63.0%、65歳以上の高齢人口が24.0%となっている。



※各年10月1日現在

資料：国勢調査

第2 交通

1 鉄道

首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。

本市の中心駅となる友部駅は3面5線のホームを持つ橋上駅が平成19年3月に竣工し、利用者数は1日平均3,501人（平成22年度）にのぼる。そのほかの主要駅の平成22年度の利用状況は、笠間駅が1日平均1,406人、岩間駅が1日平均1,372人となっている。

2 道路

国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道50号が本市を東西に横断しており、北関東3県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道355号が本市の南部から国道50号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス（国道355号バイパス）が整備されている。

高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道が本市南東部を縦断し、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市中央部を横断している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部SAスマートインターチェンジがある。北関東自動車道には、友部インターチェンジと笠間西インターチェンジがある。

県道は、主要地方道宇都宮・笠間線をはじめ21路線が走り、市道は3,962路線で、総延長は1531.905kmとなっている。

第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 市

- (1) 笠間市防災会議及び笠間市災害対策本部に関すること。
- (2) 消防力等の整備に関すること。
- (3) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- (4) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- (5) 災害の予防、警戒と拡大の防止。
- (6) 市民の避難誘導及び救助、救急、防疫等被災者の保護
- (7) 災害復旧資材の確保
- (8) 被災産業に対する融資等の対策
- (9) 被災市営施設の応急対策
- (10) 災害時における文教対策
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げ
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の予防、警戒と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げ
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第3 警察

笠間警察署

災害時における治安、情報連絡、人命救助に関すること。

第4 指定地方行政機関

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

関東財務局水戸財務事務所

- (1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

水戸原子力事務所

- (1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。
- (2) 原子力施設及び放射線施設等周辺の環境放射線の監視に関すること。
- (3) 原子力災害時における情報の収集および伝達に関すること。

関東信越厚生局

- (1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。
- (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。
- (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。
- (4) 医療救護班の応援派遣に関すること。

茨城労働局水戸労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労働保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

関東農政局

- (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- (4) 災害時における主要食糧の需給調整に関する事。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。

関東森林管理局茨城森林管理署

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。
- (4) 被災中小企業の振興に関する事。

関東地方整備局常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
- (2) 公共施設等の整備に関する事。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- (7) 災害時における応急工事等に関する事。
- (8) 災害復旧工事の施工に関する事。

関東運輸局茨城運輸支局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

東京管区气象台（水戸地方气象台）

- (1) 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関する事。
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (3) 異常気象時における気象予警報の発表及び通知に関する事。

- (4) 地震に関する情報及び予警報の発表並びに通知に関すること。
- (5) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

第5 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与に関すること。

第6 指定公共機関

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社市内各郵便局

- (1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

日本銀行水戸事務所

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること
- (5) 上記各業務にかかる広報に関すること

日本赤十字社茨城県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- (4) 義援金品の募集配布に関すること。

日本放送協会水戸放送局

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること。

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター、日本原子力発電株式会社

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

東日本旅客鉄道株式会社笠間駅・友部駅・糸井駅・岩間駅、日本貨物鉄道株式会社水戸営業支店

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東日本電信電話株式会社茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス株式会社

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

日本通運株式会社水戸支店

救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東京電力株式会社下館支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

KDDI株式会社水戸支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第7 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各地土地改良区が行う農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関すること。

水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

茨城交通株式会社笠間営業所、社団法人茨城県トラック協会

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

ガス事業者

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。

- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

報道機関（茨城新聞株式会社、株式会社茨城放送）

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

茨城中央農業協同組合、笠間市商工会

- (1) 被害調査に関すること。
- (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

笠間市医師会

災害時における救急医療活動に関すること。

一般診療所・病院

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

笠間市区長会、ボランティア団体

市の行う避難誘導、応急対策、救援対策の協力に関すること。

笠間市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。